

ご旅行条件(要約)必ずお読みください。
***事前にご確認の上、お申込みください。**

当書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件の説明書類及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。当旅行は㈱日本旅行TiS富山支店(以下当社という)が企画・実施する旅行であり当旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結する事になります。

●お申込方法と契約の成立

当社が旅行締結を承認し申込金を受理した時に成立します。団体グループの代表者を契約責任者として契約の締結及び解除に関する取引を行います。④旅行代金は旅行出発日前日から起算して15日目に当たる日より前にお支払い頂きます。

●旅行中止の場合:ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、当社は旅行催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始日前日から起算して13日目に当たる日より前にご連絡し、お預かりしている旅行代金全額をお返し致します。

●旅行代金に含まれるもの含まれないもの:パンフレットに記載された日程に明示した交通費、宿泊費、食事代、入場料、消費税、添乗員同行費用が含まれます。旅行日程に記載のない交通費等の諸費用及び個人的性質諸費用は含まれません。

●取消料:お客様は次の取消料をお支払い頂く事により旅行契約を解除することができます。なお取消日とは当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申出頂いた日とします。旅行開始日前日からさかのぼって

①21日前まで-----無料

②20日前から8日前まで-----旅行代金の20%

③7日前から2日前まで-----旅行代金の30%

④旅行開始日前日-----旅行代金の40%

⑤旅行開始日当日-----旅行代金の50%

⑥無連絡不参加・⑦旅行開始後-----旅行代金の全額

●免責事項:お客様が以下の事由により損害を受けられた場合は当社は賠償の責任を負いません。①天災地変・気象条件・暴動又はこれらのために生ずる旅行日程変更若しくは旅行中止。②運送・宿泊機関の事故若しくは火災又はこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止。③官公署の命令、又は伝染病による隔離自由行動中の事故、食中毒、盗難、運送機関の遅延・不通又はこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地変更・滞在時間の短縮。

●特別補償:お客様が主催旅行参加中に生命・身体又は手荷物に被られた一定の損害について当社の故意・過失の有無に関らず特別補償規定に定めるところにより補償金又は見舞金をお支払いします。

●旅程補償:当社は当パンフレットに記載した契約内容のうち当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部第29条別表二欄)に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところにより変更補償金をお支払いします。

●個人情報の取扱い:①当社は旅行申込みの際にご提供頂いた個人情報についてお客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配及びそれらのサービスの受領のために必要な範囲内で利用させていただきます。②当社、当社グループ会社及び販売店では、(1)取扱う商品、サービス等のご案内、(2)ご意見、ご感想の提供・アンケートのお願い、(3)統計資料の作成、にお客様の個人情報を利用して頂く事があります。③この他当社の個人情報の取扱いに関する方針等についてはホームページ(<http://www.nta.co.jp>)でご確認下さい。

●当パンフレットに記載されている旅行日程の旅行代金は2019年7月9日現在を基準としています。

●旅行保険:当社は安心してご旅行して頂く為お客様ご自身で旅行保険に加入されることをお勧めしています。

株式会社日本旅行TiS富山支店
支店長 林 良孝
富山市明輪町1番230号
クラルテ1階(JR富山駅構内)